

伊賀市城下町周辺観光施設民間活力導入可能性調査業務 特記仕様書

第1章 総 則

1. 業務目的

伊賀市城下町周辺観光施設民間活力導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）は、伊賀上野城周辺の市有観光施設について、民間の資金やノウハウ等を活用した管理・運営を行うことにより、持続可能な観光まちづくりの推進に寄与することを目的とした官民連携事業の導入可能性を調査することを目的とする。なお、本業務は「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業（モデル創出事業）」（観光庁令和4年度補正）として、観光庁の観光地域づくり法人（地域DMO）である一般社団法人伊賀上野観光協会（以下「伊賀上野DMO」という。）を代表主体とし、伊賀市、公益財団法人伊賀文化産業協会、バリューマネジメント株式会社及び株式会社NOTE伊賀上野をその構成員とする協議会（史跡上野城跡及び伊賀上野城下町における歴史的資源を活用した観光まちづくり推進協議会（以下「MIRAIGAプロジェクト」という。））が実施する実証事業「不易流行と旅・住包摂の観光まちづくり事業」（以下「モデル事業」という）の一環として実施するものであり、本業務の実施にあたっては、当該実証事業の実施要項等に基づくものとする。

2. 委託期間

契約締結日から2024（令和6）年1月12日までとする。ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納期限は協議により定める。

3. 準拠する法令

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関係法令等に準拠して行う。

4. 提出書類

契約締結後、受託者は業務着手前と業務完了時に、次の関係書類をMIRAIGAプロジェクトに直ちに提出し、承認を受けるとともに、進捗状況を報告しなければならない。

（1）契約締結後

- ①着手届及び管理技術者届（経歴書添付）
- ②技術者名簿
- ③業務実施計画書
- ④業務工程表

（2）業務完了時（成果品と共に提出するものとする）

- ①委託業務完了届
- ②成果品引渡書

5. 再委託の制限

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- ② 受託者が、本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託内容等について、事前に書面によりMIRAIGAプロジェクトの承認を得ること。
- ③ 受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
- ④ 再委託を受けた者及びその業務従事者も、受託者と同様、本仕様書の要求事項を遵守すること。

6. 権利・義務の譲渡・守秘義務

受託者は、本業務の契約により生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。なお、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政情報等の取り扱いについては紛失、漏洩のないように十分留意しなければならない。

7. 受託者の責任

本業務において、次に掲げる事項は受託者の責任とする。

- ① 本業務の実施にあたり発生した費用は、本仕様書に特に記載がない限り受託者が負担するものとする。
- ② 本業務の実施にあたり、受託者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ③ 受託者は、本業務終了後、3年以内において過失又は疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受託者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処理をすること。

8. 参考資料の貸与

MIRAIGAプロジェクトの構成員が所有する資料等は、所定の手続きにより受託者に無償で貸与する。業務完了後、速やかに返却すること。なお、万一資料等に損傷を与えた場合は、受託者が責任を持って修復すること。

9. 計画準備

本業務の目的を十分に理解し、本仕様書に基づき適正かつ公正な支援作業を行うための計画を立案し、作業を円滑に行うための準備を行うものとする。なお、本仕様書は、先に

定めた業務目的を達成するために必要と思われる事項を示したものであり、受託者の企画提案により調整することがあるものとする。

10. 協議及び報告等

本業務の実施期間中において受託者は、MIRAIGAプロジェクトと緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。また、打合せ事項について受託者は、その都度「打合せ記録簿」を提出しなければならない。

11. 成果品等の帰属

本業務における成果品及び業務作成上の資料等については、すべてMIRAIGAプロジェクトに帰属する。また、MIRAIGAプロジェクトの承認を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

12. 成果品等の検査

各作業については必要に応じて適宜検査を行う。なお、不備な箇所について訂正等の指示を受けたときは、直ちに訂正等しなければならない。

13. その他

本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、MIRAIGAプロジェクトと協議の上、指示に従い業務を遂行すること。また、本業務は、観光庁が実施する「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業（モデル創出）」の実証事業として、MIRAIGAプロジェクトが実施するものであり、観光庁及び事業事務局からの求めに応じて業務内容を変更する可能性がある。

第2章 伊賀市城下町周辺観光施設民間活力導入可能性調査業務

14. 業務内容

(1) 対象施設

本業務の調査対象施設は、以下のとおりとする。ただし、モデル事業の進捗状況等により対象施設は追加または変更する可能性がある。

- ① 観光食堂
- ② 愛間亭
- ③ 数馬茶屋
- ④ 伊賀越資料館
- ⑤ 旧伊賀信楽古陶館

- ⑥ レストハウス
- ⑦ お城会館
- ⑧ 偲翁舎

(2) 調査内容

調査内容は以下の業務を基本とし、詳細は受託者からの提案を基にMIRAIGAプロジェクトと協議の上、決定するものとする。

- ① 対象施設に関する前提条件の整理
- ② 事業スキームの設計及び構築検討
- ③ 事業者ヒアリング及び参画意欲分析
- ④ 事業推進に関する課題整理

第3章 成果の取りまとめ及び成果品

15. 成果品

受託者は、上記の流れで成果品を取りまとめ、本業務を完了した時は、次のとおり成果品を提出しなければならない。なお、電子データの仕様等にあたっては、MIRAIGAプロジェクトと協議の上、決定するものとする。

- ① 報告書 2部 (正副)
- ② その他、本業務に関連し作成した資料 一式
- ③ 電子データ 一式
- ④ その他発注者が指定したもの

－ 以上 －